

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

和歌山県有田市長

## 公表日

令和7年12月18日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。</p> <p>個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。</p> <p>個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。</p> <p>これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3 等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④番号法第9条第2項または同法第19条第9項で規定する条例による業務および機関に対する所得情報の提供及び移転。</p>
③システムの名称	住民記録システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民税課税支援システム 個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理

## 2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項および別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 (平成26年内閣府・総務省令第5号)
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 (別表における情報提供の根拠) 上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 表1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の項 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 (別表における情報照会の根拠) 上記命令第2条の表第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」に該当する項 表48項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	経営管理部税務課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	有田市役所 経営管理部税務課市民税係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
判断の根拠		二重確認することで人為的ミスを防いでいる	
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>		
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
判断の根拠	<p>紙媒体は、施錠可能な書庫にのみ保管している。 データは基幹システムに保管し、ID・パスワードを入力して利用可能となる。</p>		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部税務課市民税係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	追加	事後	新様式への対応
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	例規改正による号ずれ
令和4年1月1日	I.1.③システムの名称	住民記録システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ	住民記録システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民税課税支援システム	事後	使用するシステムの追加のため重要な変更に該当しない。
令和7年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民税課税支援システム	住民記録システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ、住民税課税支援システム 個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理	事前	個人住民税申告の電子化
令和7年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項および別表第一16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項および別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 (平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	法改正対応
令和7年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37 ,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,7 0,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,1 07,108,113,114,115,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項	番号法第19条第8号及び別表 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条 (別表における情報提供の根拠) 上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55 の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87, 88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,1 30,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,1 55,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,1 69,170,171,172,173の項 (別表における情報照会の根拠) 上記命令第2条の表第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」に該当する項 表48項	事後	法改正対応
令和7年12月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	-	追加	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	追加	事後	新様式への対応